

2009 年 4 月 20 日

ESCO 的手法の活用推進について

中上 英俊

1. 国の施設への ESCO 事業導入促進

我が国の ESCO 市場は民間主体であり、地方公共団体で年間数十件みられるが、国の施設への導入は進んでいない。ESCO 先進国である欧米では公共市場が大きな割合を占め、我が国でも大きな潜在市場として期待されている。

国の施設への ESCO 事業導入については、調達制度の検討がこれまで行われ、例えば国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課「官庁施設の ESCO 事業実施マニュアル」（平成 18 年 3 月）が、また環境省が行った環境配慮契約法基本方針検討会の「省エネルギー改修事業に係る契約に関する説明資料」（平成 19 年）が発表されているが、これ以降も導入促進は芳しくない。

ESCO の調達規則、インセンティブなど国の施設に対する ESCO 事業導入促進策を検討する必要がある。国の施設への導入促進は、独立行政法人、地方公共団体での ESCO 事業導入を促す副次効果も期待でき、国土交通省が率先してモデル事業を行うことが望まれる。

2. 補助金、低利融資などインセンティブの検討

ESCO 事業の多くは、ESCO 事業者が資金を提供する形式で行われている。これは、ビルオーナーが資金調達を行うあるいは、企業内部で生産力の向上以外を目的とした高額投資に対する稟議が通りにくいなど資金面と商習慣の両者の問題があることによる。省エネルギー投資は収益性の改善を目的とするものであり、多くの場合、投資回収年数がやや長い為である。これに対応する為には、事業に対する補助金あるいは低利融資などの資金面の支援拡充が必要である。

3. テナントビル対策

テナントビルの場合、オーナーが省エネ投資を行い、その利益をテナントが享受するために投資のインセンティブが働きにくい。従って、オーナーの投資に対する利益還元の仕組みを検討する必要がある。

4. その他

ESCO を含む省エネルギー投資を行う判断材料として、現状のエネルギー消費を的確に把握する必要がある。特に、効果的な投資を行う為には、用途別及び主要な機器システムのエネルギー消費を把握することが求められる。この為には、既存ビルでのエネルギー消費を計測・評価するシステムの導入促進が必要である。